

京都市告示第436号

京都市市街地景観整備条例第43条第1項の規定による、地域景観づくり協議会であることの認定をしましたので、同条第3項の規定に基づき、告示します。

平成25年2月1日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

桂坂景観まちづくり協議会

2 代表者の氏名及び住所

桑原 尚史

京都市西京区御陵峰ヶ堂町3丁目17-2

3 主たる事務所の所在地

京都市西京区御陵大枝山町2丁目1-52 桂坂自治会館内

4 活動の対象区域

御陵細谷の一部、御陵北大枝山町、御陵大枝山町一丁目、御陵大枝山町二丁目、御陵大枝山町三丁目、御陵大枝山町四丁目、御陵大枝山町五丁目、御陵大枝山町六丁目、御陵峰ヶ堂、御陵峰ヶ堂町一丁目、御陵峰ヶ堂町二丁目、御陵峰ヶ堂町三丁目、京都大学桂の一部、大枝北沓掛町一丁目、大枝北沓掛町二丁目、大枝北沓掛町三丁目の一部、大枝北沓掛町四丁目、大枝北沓掛町五丁目、大枝北沓掛町六丁目、大枝北沓掛町七丁目

5 活動の目的

桂坂地区の個性や魅力を確固たるものにし、誰もが「住んでみたいまち」、「住んで良かったまち」、「住み続けたいまち」と思えるよう、建築協定を主体としたまちづくりを維持増進すること及び景観の保全、創出に資すること。

(都市計画局都市景観部景観政策課)